

岐阜県公報

第 三 百 二 十 六 号
令 和 四 年 八 月 二 十 三 日

(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課) 三三二 ^{ページ}
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三五一
医療機関の指定辞退	(同) 三五一
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 三五一
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同) 三五一
公 示	(同) 三五一
土地改良区役員の退任	(揖斐農林事務所) 三三三

告 示

岐阜県告示第二百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いるか薬局	羽島市福寿町浅平五二六	令和四・七・一
マリン薬局関店	関市小屋名八五〇番地一	同

岐阜県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機

関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
指 定 年 月 日

有限会社あい
各務原市鷺沼各務原町九丁目二〇六番地
おはな訪問看護
各務原市蘇原新生町三一三
令和四年八月二十三日

岐阜県告示第二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たかはし 歯科	郡上市八幡町小野二丁目二一〇番一	令和 四・ 六・ 三〇
エムハート薬局関店	関市西本郷字笹島二二八番一	令和 四・ 六・ 一五
ききょう 薬局	多治見市前畑町二二一〇	同

いる か 薬局 羽島市福寿町浅平五二六 令和 四・ 六・ 三〇

岐阜県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
おおの内科・内視鏡クリニック	各務原市鷺沼大伊木町二八五	令和 四・ 七・ 三一

岐阜県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 社会福祉法人 飛驒古川
 飛驒市古川町杉崎五九
 八番地一
 訪問介護
 ヘルパーステーションさくらの郷
 居宅介護事業所等の所在地
 飛驒市古川町杉崎五九
 七番地一
 指定年月日
 令和 四・五・一

岐阜県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留帰邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留帰邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

新 愛知県犬山市大字
 五郎丸字新田組一
 三番地一
 旧 可児市長坂一丁目
 三五番地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社よろずや

訪問看護

よろずや訪問看護ステーション

可児市長坂一丁目三五番地

令和 四・五・九

同 同 同

介護予防訪問看護

同

同

同

公 示

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年八月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
揖斐郡池田町下東野土地改良区	令和 四・七・二七	理事	北 村 子 朝	揖斐郡池田町下東野 四四六番地

令和四年八月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社